

大府市生ごみ処理機購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の各家庭から排出される生ごみの減量の推進を図るとともに、障がい者及び高齢者の福祉に資するため、市が指定する販売所から生ごみ処理機(以下「キエーロ」という。)を購入する者に対し、予算の範囲内で交付する大府市生ごみ処理機購入費補助金(以下「補助金」という。)について、大府市補助金等交付規則(昭和46年大府市規則第7号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「キエーロ」とは、生ごみを土中の微生物の働きによって分解する生ごみ処理機をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者

生ごみの減量を目的としてキエーロを購入した者

市が指定する販売所からキエーロを購入した者

大府市税を滞納していない世帯に属する者

2 前項第3号の市が指定する販売所は、公益社団法人大府市シルバー人材センター及び障害者福祉施設サンサン大府とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、キエーロ本体1基の購入に要する費用とする。

2 補助金の交付の対象となるキエーロの数は、1世帯につき1基とする。

3 補助金の額は、キエーロの購入価格の2分の1の額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とし、10,000円を限度とする。

(交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大府市生ごみ処理機購入費補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)に領収書(クレジット契約等による購入の場合は、その申込書の写し)を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出期限は、当該キエーロを購入した日の属する年度の3月31日までとする。

3 補助金の交付決定の通知は、大府市生ごみ処理機購入費補助金交付決定通知書(第2号様式)による。

4 前項の通知を受けた者は、直ちに、大府市生ごみ処理機購入費補助金交付請求書(第3号様式)により補助金の請求をしなければならない。

5 市長は、前項の請求書に基づき、申請者に対し、補助金を交付するものとする。

(購入者の義務)

第6条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付に係るキエーロを適正に維持管理し、生ごみ減量のために使用しなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた申請は、この要綱の失効後も、なお従前の例による。